

2025年4月1日から 入院時の食事療養費の負担額が変わります

近年の食材費等の高騰を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が変更になります。

| 区分 | | 食事療養費標準負担額（1食あたり） |
|----|----------------------|--------------------|
| ① | 一般の方 | 490円 ⇒ 510円 |
| ② | 住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） | 230円 ⇒ 240円 |
| ③ | ②のうち、所得が一定基準に満たない方など | 110円 |

※小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者の方は、自己負担額が軽減されます。

※住民税非課税世帯の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請が必要となります。

※マイナンバーカードを保険証として利用できる場合は、オンライン資格確認により、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が不要になります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます